

平成 27 年 9 月 10 日提出

(宛先) 鎌倉市議会議長

議員名 上畠 寛弘

遵法精神の無い再任用職員への対応に関する質問主意書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定により次のとおり質問する。

1 件名

道路交通法違反をする職員の問題について

2 質問の要旨

児童が通学する道路に於いて、鎌倉市職員労働組合の委員長という労組のトップを務めた納税課に所属する再任用職員が、道路交通法に違反して、警察官から注意を受けた件について長嶋議員の一般質問で明らかになったが、実際に児童が通学する時間帯にこのような問題を再任用職員が起こした件について、どのような見解か。

又、場合によってはこの職員はバイクに乗っていたことから、児童の命も奪われかねない事故になっていたが、この件について子供たちの為に教育委員会として市長部局に道路交通法の厳守を求めて頂きたいが如何か。

3 答弁を求める者

教育委員会委員長

4 答弁の期限

有（平成 年 月 日まで） ・ ⑧

（理由：期限は設けないが、鎌倉の子供たちにとって、道路交通法、交通ルールを守る模範たる市職員が求められる姿勢とは、正反対の行為を行ったことから速やかに答弁を求める。）